

本庄市議会委員会傍聴規程

平成21年9月4日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市議会委員会条例(平成18年本庄市条例第195号。以下「条例」という。)第16条第3項の規定に基づき、本庄市議会の委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席及び傍聴人の定員)

第2条 傍聴席は、一般席とし、傍聴人の定員は、3人とする。

(傍聴の手続)

第3条 条例第16条第1項の規定により傍聴の許可を得ようとする者は、委員会開議時刻5分前(以下「受付終了時間」という。)までに、本庄市議会委員会傍聴申請書(別記様式)により、委員会の委員長(以下「委員長」という。)に申請しなければならない。

2 委員長は、受付終了時間経過後、傍聴の可否を決定する。ただし、傍聴を可とした者の数が、前条に規定する傍聴人の定員を超えている場合は、抽選により傍聴人を決定する。

3 前項の抽選は、くじ引により行う。この場合において、くじは申請をした者が申請をした順に引くものとする。

4 委員長は、第2項の規定により決定した傍聴人に対し傍聴券を交付する。

5 傍聴人は、係員から要求があったときには傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、傍聴を終え退室しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと

認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴に当たっては静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、傍聴席にて傍聴すること。
- (2) 委員会室では、私語、談笑等はしないこと。
- (3) 委員会における言論に対して批判を加え、可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 帽子、えり巻又は外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) かさ、旗、標識の類を携帯しないこと。
- (6) 飲食、喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 携帯電話、スマートフォン等の通信機器は、音を発しない措置をとり、かつ、使用しないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 条例第16条第2項の規定による委員長が必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に関することを審議するとき。
- (2) 議案等に対する討論及び採決のとき。
- (3) その他委員会運営に支障を来すおそれがあるとき。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(規程違反者に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年8月30日議会告示第2号)

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成28年2月29日議会告示第1号)

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

附 則(令和2年11月26日議会告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

本 庄 市 議 会 委 員 会 傍 聴 申 請 書

年 月 日

(あて先)

委員会委員長

(傍聴者)

住所

氏名

本庄市議会委員会傍聴規程第3条第1項に基づき、下記のとおり委員会の傍聴を申請します。

記

1 年 月 日

年 月 日

2 委員会名